



平成 27 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社日立ハイテクノロジーズ
代 表 者 名 執行役社長 宮崎 正啓
(コード番号： 8036、東証第一部)
問 い 合 せ 先 CSR・コーポレートコミュニケーション部長
横井 芳人 (電話：03-3504-5138)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 19 日開催予定の第 96 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1)平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律 (平成 26 年法律第 90 号)」において、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更されました。当該法律改正により新たに責任限定契約を締結できることとなる執行役を兼務しない取締役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、定款第 23 条 (取締役の責任免除) の規定の一部を変更するものであります。なお、定款第 23 条の変更案に関しましては、各監査委員の同意を得ております。

(2)改正前の会社法の用語を改正後の用語に変更し、明確化するものであります (変更案第 3 条、第 4 章及び第 26 条)。なお、指名委員会等設置会社の定め (変更案第 3 条) については、改正会社法附則に定める経過措置規定により、改正会社法施行日である平成 27 年 5 月 1 日をもって、既に定款に指名委員会等を置く旨の定めがあるとみなされているところ、これをあらためて定款に反映させるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| (会社の機関) 第 3 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関をおく。 1. 取締役会 2. <u>委員会</u> 3. 会計監査人 | (会社の機関) 第 3 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関をおく。 1. 取締役会 2. <u>指名委員会等 (指名委員会、監査委員会及び報酬委員会をいう。以下同じ。)</u> 3. 会計監査人 |
| 第 4 章 取締役、取締役会及び <u>委員会</u> | 第 4 章 取締役、取締役会及び <u>指名委員会等</u> |
| (取締役の責任免除) 第 23 条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第 423 条第 1 項の取締役 (取締役であったものを含む。) の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。 当社は、 <u>社外取締役</u> との間で、その取締役 | (取締役の責任免除) 第 23 条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第 423 条第 1 項の取締役 (取締役であったものを含む。) の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。 当社は、 <u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、取</u> |

| | |
|--|--|
| <p>の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、会社法第 425 条第 1 項各号の額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</p> | <p>締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、その取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、会社法第 425 条第 1 項各号の額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</p> |
| <p>（委員会規則） 第 26 条 第 3 条第 2 号及び前条本文に定める委員会に関する事項については、法令、本定款または取締役会において定めるもののほか、各委員会において定める規則による。</p> | <p>（指名委員会等規則） 第 26 条 指名委員会等に関する事項については、法令、本定款または取締役会において定めるもののほか、各委員会において定める規則による。</p> |

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 19 日（金曜日）
平成 27 年 6 月 19 日（金曜日）

以上